

産業廃棄物収集運搬業許可証

埼玉県さいたま市見沼区東大宮五丁目33番地12

TAKADA環境 株式会社

代表取締役 高田 輝成

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

新潟県知事 花角 英世



許可の年月日 平成30年12月26日

許可の有効年月日 令和5年11月27日

1 事業の範囲

・収集・運搬（積替え・保管を除く。）

廃プラスチック類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（以上、石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず（以上、石綿含有産業廃棄物を除く。）、汚泥、廃油、金属くず（以上、水銀使用製品産業廃棄物を含み、水銀含有ばいじん等を除く。）

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

- ・新規許可年月日 平成25年11月28日
- ・変更届出年月日 平成28年6月14日
(住所の変更 旧 埼玉県さいたま市見沼区深作三丁目11番地の2)
- ・更新許可年月日 平成30年12月26日
- ・変更届出年月日 令和2年10月30日
(名称の変更 旧 株式会社 タカダ・トランスポートサービス)

ホームページ掲載用

5 積替え許可の有無
無

6 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無
無

(平成30年12月26日 更新許可)